

一宮監公表第6号

平成28年11月11日

一宮市監査委員	佐藤章次
一宮市監査委員	岸澤修
一宮市監査委員	岡本将嗣
一宮市監査委員	柴田雄二

定期監査及び行政監査結果報告に基づく措置の公表について

地方自治法第199条第9項の規定により提出した監査の結果報告に基づき、一宮市水道事業等管理者から措置を講じた旨の通知がありましたので、同条第12項の規定により、その通知にかかる事項を次のとおり公表します。

上下水道部の定期監査及び行政監査結果報告に基づく措置状況

- 1 措置を講じた部課
上下水道部経営総務課

- 2 監査結果報告提出日及び公表日
平成 26 年 11 月 26 日（監報告第 26 号、一宮監公表第 5 号）

- 3 措置通知受理日
平成 28 年 10 月 26 日

- 4 措置の内容
措置の内容は、以下のとおり

◎ 経営総務課

指摘事項（措置を要する事項）	措置状況
<p>（1）固定資産の管理において、一部で廃棄されているにもかかわらず、固定資産台帳から除却されていないものがあつた。</p> <p>固定資産の管理は、特に重要な経理の一つであり、財政状況を適正に表示するためにも、実地照合を行うなど、基本となる台帳等の管理に万全を期されたい。</p>	<p>（1）過去に資産を登録する際、一部、詳細に区別して登録せず、「一式」で処理されていたことなどから、管を除却するときなど正確に加除することができない状況で管理していました。今回、アセットマネジメントの考え方にに基づき、現有資産の状況を整理しましたが、固定資産台帳とマッピングデータを固定資産番号で紐付した結果、水道管 5 割、下水道管 7 割しか紐づけができませんでした。紐づけができなかった資産については、合わせる根拠もなく紐づけすることが不可能であるため、今後は、管の更新工事等を行う際には是正しながら適切な状態に近づけていき、これからはアセットマネジメントの考え方に基づいた資産管理システムを活用し、固定資産番号をキーに一元管理を行い、固定資産を適切に管理していくことに努めてまいります。</p>

<p>(2) 一宮市水道事業等会計規程等に従って処理されていない事項が散見されたので、規程等を遵守し、適切な会計処理をされたい。</p> <p>また、同規程の内容が実態と乖離している事項については、実情に即して規程を見直すなど整理し、事務の万全を期されたい。</p>	<p>(2) 会計規程については、国が平成 24 年 10 月 19 日付け総財公第 98 号で示した「地方公営企業の会計規程（例）について」に準拠するように全部改正し、平成 26 年 1 月 6 日から施行しました。</p> <p>実態と乖離している事項については、規程に則するようできることから改め、財務会計システムのように予算措置が必要なこともありますので、数年間のうちに完了する予定でした。</p> <p>本指摘を受け、規程に従った会計処理に改めるところと実情に即して規程を改めるところを整理しなおし、平成 28 年 10 月 1 日施行で規程を改正しました。</p>
---	--

◎その他の監査対象課

指摘事項（措置を要する事項）なし